

包括的な消費者信用法制の整備【平成 19 年度検討】

業態を超えた横断的な金融・信用サービスの提供が可能となるなかで、消費者が信用供与を受ける形態は多様化してきており、その間に、過剰貸付、不適正与信、多重債務、利用者被害といった問題が多く発生している。

消費者信用分野における諸問題については、金融・信用サービスの横断化の流れに対応する観点から、各業態等における取引実態等を踏まえた上でつつ、消費者信用分野全体の観点から検討されるべきであるが、消費者信用に関する現行の法制度は、貸金業制度消費者金融、販売信用制度がそれぞれ縦割りに規制されているおり、その内容の統一性が図られていない状況にある。

また現在、貸金業制度消費者金融については、取引実態等を踏まえた上で、現在、多重債務の防止を主眼として、具体的な法制整備が進められているところであるが、販売信用制度においては、このような具体的なこれと直接同時に法制整備が進められ行われていない。

したがって、消費者信用分野においては、貸金業制度消費者金融との整合性も視野に入れながら販売信用制度に係る具体的な法制整備を進め、中期的には、関係省庁が連携の上、各業態等における取引実態等を踏まえた上でに留意しつつ、共通化すべき事項等について法制の統一を行うこと等につき、検討を行うべきである。